平成２９年３月８日

資料４

教育振興部教育指導課

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針新旧対照表（案）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更箇所 | 頁 | 新（平成２９年度） | 旧（平成２８年度） |
| 表  題 | １ｐ | （変更）**平成２９年度**練馬区教育委員会いじめ問題対策方針 | 平成２８年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針 |
| リード文 | １ｐ | （追加）その実現のためには、学校（園）、保護者**、地域社会**および教育委員会がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密な連携の下、組織的な対応ができるように改めて体制の整備が図られなければならない。 | その実現のためには、学校（園）、保護者および教育委員会が～（後略） |
| ３  教  育  委  員  会  の  取  組 | ４ｐ | （追加）  （５）保護者･地域との連携強化および啓発の促進  ①　保護者･地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施  学校（園）と保護者等が連携して取り組む実践を推進し、「いじめ防止実践事例発表会」において、保護者・地域へ広く啓発する。**また、学校および小中学校ＰＴＡ連合協議会を通じた「いじめ一掃プロジェクト」への協力を推進する。** |  |
| （追加）  ③　学校（園）内外の関係者からの幅広い情報収集  **「保護者・地域と連携したいじめ防止の取組の推進に向けた提言」を周知するとともに、**研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校（園）に関わる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に活かす。 |  |
| （追加）  （６）いじめ**事態**の改善に向けた制度の運用  いじめ**事態**の改善に向けた緊急対応は別室指導を優先するが、法的な視点も踏まえたうえで、性行不良による出席停止制度の適用は個別の状況を見極め、検討する。 | （６）いじめの改善に向けた制度の運用  いじめの改善に向けた緊急対応は別室指導を優先するが～（後略） |
| ４ 学校（園）の取組 | ５ｐ | （追加）  （１）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置  ①　学校いじめ防止基本方針の策定  ○　**年度始めの**保護者会等で、学校いじめ防止基本方針について説明する。 | ○保護者会等で、学校いじめ防止基本方針について説明する。 |
| ４  学  校  (園)  の  取  組 | ５ｐ | （３）いじめの早期発見・早期対応  ③　保護者・地域との連携強化および啓発の促進  （追加）  **○　「練馬区いじめ一掃プロジェクト」の取組について周知するとともに、保護者・地域とも協力したプロジェクトの充実について、創意工夫して取り組む。**  **○　保護者会や学校評議員会等の機会を捉えて、学校内外を問わずにいじめに関する迅速な情報提供を依頼し、学校、家庭、地域および関係機関と連携した早期解決に取り組む。** |  |